

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公表番号】特表2011-529463(P2011-529463A)

【公表日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2011-049

【出願番号】特願2011-520434(P2011-520434)

【国際特許分類】

C 07 K	14/78	(2006.01)
A 23 L	1/00	(2006.01)
A 23 J	1/10	(2006.01)
A 23 J	3/04	(2006.01)
A 61 K	8/65	(2006.01)
A 61 K	9/06	(2006.01)
A 61 K	47/42	(2006.01)
A 61 L	15/16	(2006.01)
A 23 L	1/24	(2006.01)
A 23 C	9/123	(2006.01)

【F I】

C 07 K	14/78	
A 23 L	1/00	D
A 23 J	1/10	
A 23 J	3/04	
A 61 K	8/65	
A 61 K	9/06	
A 61 K	47/42	
A 61 L	15/01	
A 23 L	1/24	A
A 23 C	9/123	

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水中で実質的に不溶性かつ膨潤性のコラーゲン材料の粒子であって、ここで、該粒子は膨潤状態で150 μm 未満の平均直径を有する、前記粒子。

【請求項2】

前記コラーゲン材料が骨質を含む、請求項1に記載の粒子。

【請求項3】

前記コラーゲン材料が、乾燥質量に関して5重量%未満の脂肪含量を有する、請求項1又は2に記載の粒子。

【請求項4】

組成物であって、請求項1～3のいずれか1項に記載の粒子及び実質的に水溶性の材料を含み、ここで、前記粒子が前記水溶性材料のマトリックス中に分散されている、前記組

成物。

【請求項 5】

前記水溶性材料が、ゼラチン、コラーゲン加水分解物、加工スターチ、デキストリン、イナゴマメ粉末、グアー、こんにゃく、タラ、アラビアゴム、加工セルロース及びそれらの混合物から選ばれる、請求項4に記載の組成物。

【請求項 6】

前記水溶性材料の前記組成物中の比率が、乾燥質量に関して1 5 ~ 7 5 重量%である、請求項4又は5に記載の組成物。

【請求項 7】

前記組成物がさらに1つ以上の不溶性の食物繊維及び/又は不溶性のタンパク質を含む、請求項4 ~ 6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記食物繊維及び/又はタンパク質が、コラーゲン材料の粒子と同じサイズ範囲の粒子として存在する、請求項7に記載の組成物。

【請求項 9】

以下のステップ：

a) 固体コラーゲン材料の水性スラリーの生成；及び
b) 1 5 0 μ m未満の平均直径を有する粒子が得られるような、前記スラリー中の前記コラーゲン材料の機械的粉碎、
を含む、請求項1 ~ 3のいずれか1項に記載のコラーゲン材料の粒子の生成方法。

【請求項 10】

前記固体コラーゲン材料が骨の脱脂及び脱ミネラル化によって生成される、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

ステップb)における前記機械的粉碎が、高压均質化を含む、請求項9又は10に記載の方法。

【請求項 12】

ステップb)における前記機械的粉碎が、湿式粉碎工程を含む、請求項9 ~ 11のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 13】

ステップb)の実施の前又はその間に、前記スラリーのpH値が4 . 5 ~ 6 . 5の値に調整される、請求項9 ~ 12のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 14】

以下の追加のステップ：

c) ステップb)で得られた前記粒子を乾燥すること、
を含む、請求項9 ~ 13のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 15】

食品の製造のための、請求項1 ~ 3のいずれか1項に記載のコラーゲン材料の粒子又は請求項4 ~ 8のいずれか1項に記載の組成物の使用。

【請求項 16】

化粧品又は医薬品の製造のための、請求項1 ~ 3のいずれか1項に記載のコラーゲン材料の粒子又は請求項4 ~ 8のいずれか1項に記載の組成物の使用。